

○越谷市斎場設置及び管理条例

平成 1 7 年 3 月 3 1 日

条例第 1 6 号

(設置)

第 1 条 公衆衛生その他公共の福祉の向上を図るため、越谷市斎場（以下「斎場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 越谷市斎場

位置 越谷市大字増林 3 9 8 9 番地 1

(施設)

第 3 条 斎場に、次の施設を置く。

(1) 火葬場

(2) 葬祭場

(業務)

第 4 条 斎場は、次に掲げる業務を行う。

(1) 火葬炉の使用に関すること。

(2) 待合室の使用に関すること。

(3) 動物火葬炉の使用に関すること。

(4) 式場の使用に関すること。

(5) 霊安室の使用に関すること。

(6) その他斎場の設置目的を達成するために必要な業務

(休業日)

第 5 条 斎場の休業日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 火葬場 1 月 1 日、2 日及び市長が別に定める日

(2) 葬祭場 1 月 1 日及び 2 日

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(使用時間)

第6条 斎場を使用することができる時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 火葬場 午前9時から午後5時まで

(2) 葬祭場 全日

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

(使用許可)

第7条 斎場の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、前条の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

(1) 公共の福祉を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等をき損するおそれがあるとき。

(3) その他斎場の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。

(4) 虚偽その他不正によって使用許可を受けたとき。

2 市長は、使用者が前項に規定する処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(入場の禁止及び退場)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場の禁止又は退場を命ずることができる。

(1) 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれのある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携行している者

(3) その他斎場の管理上支障があると認める者

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。第9条第1項の規定により、使用の停止又は使用許可の取消しを受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第12条 斎場の施設等を使用する者は、斎場の施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が斎場の施設等を使用する者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第13条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額及び免除)

第14条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(焼骨の引取り)

第 16 条 使用者は、火葬終了後、速やかに焼骨を引き取らなければならない。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、斎場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に斎場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第 4 条各号に規定する業務
- (2) 斎場の使用許可に関する業務
- (3) 斎場の施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が別に定める業務

3 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 5 条から第 10 条まで及び第 12 条の規定の適用については、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項及び第 10 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 9 条第 2 項及び第 12 条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 9 条までの規定は、同年 7 月 25 日から施行する。

(越谷市斎場設置および管理に関する条例の廃止)

- 2 越谷市斎場設置および管理に関する条例（昭和 48 年条例第 44 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年条例第 19 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に斎場の管理を行わせるときは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の越谷市斎場設置及び管理条例の規定により市長がした使用許可その他の処分（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の越谷市斎場設置及び管理条例の相当規定により当該指定管理者がした使用許可その他の処分とみなす。

附 則（平成 24 年条例第 17 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 死亡した日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定に基づき本市の外国人登録原票（斎場事務委託市町の外国人登録原票を含む。）に登録されていた者（以下「改正法の施行日前に死亡した外国人」という。）に係る火葬場使用料（火葬炉及び待合室に係るものに限る。）については、当該改正法の施行日前に死亡した外国人を改正後の別表第 1 項第 1

号の表備考第 1 号アに規定する者とみなして、同表の規定を適用する。

- 3 改正法の施行日前に死亡した外国人に係る葬祭場使用料については、当該改正法の施行日前に死亡した外国人を改正後の別表第 2 項の表備考 1 に規定する者とみなして、同表の規定を適用する。

別表（第 1 3 条関係）

1 火葬場使用料

（1） 火葬炉及び待合室

区分	種別	単位	使用料	
			市民	市民以外の者
火葬炉	1 2 歳以上であった者の遺体	1 体	1 0 , 0 0 0 円	8 0 , 0 0 0 円
	1 2 歳未満であった者の遺体	1 体	5 , 0 0 0	4 0 , 0 0 0
	死産児	1 胎	2 , 5 0 0	2 0 , 0 0 0
	改葬	1 件	5 , 0 0 0	4 0 , 0 0 0
	身体の一部	1 件	5 , 0 0 0	4 0 , 0 0 0
待合室		1 室	4 , 0 0 0	3 2 , 0 0 0

備考 市民とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（1） 火葬炉

ア 遺体の火葬の場合 祭祀を主宰する者又は死亡時に死亡者が、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく本市の住民基本台帳（斎場事務委託市町の住民基本台帳を含む。以下同じ。）に記録されている者

イ アに掲げる以外の場合 使用者が、本市の住民基本台帳に記録されている者

（2） 待合室 前号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ定める者

(2) 動物火葬炉

区分	単位	使用料	
		市民	市民以外の者
10キログラム未満	1体	8,000円	16,000円
10キログラム以上40キログラム未満	1体	16,000	32,000
40キログラム以上60キログラム未満	1体	24,000	48,000

備考

- 1 市民とは、使用者が、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 2 動物とは、犬、猫等の愛玩動物をいう。

2 葬祭場使用料

区分	単位	使用料
式場	1室	150,000円
霊安室	1棺(24時間につき)	2,000

備考

- 1 葬祭場を使用できる者は、祭祀を主宰する者が本市の住民基本台帳に記録されている者又は死亡時に死亡者が本市の住民基本台帳に記録されている者の祭祀を主宰する者とする。
- 2 式場の使用は、1回につき2室までの使用を限度とする。